

申請書等における性別記載・性別表示を見直し

性別に捉われずに誰もが自分らしく暮らすことができる社会を実現するため、市が発行する申請書等の性別記載・性別表示の削除又は変更を行います。

【本件のポイント】

- 申請書等の性別記載欄及び性別表示の削除又は変更を実施

【本件の概要】

1 目的

行政サービスにおいて、市民に性別の記載や申告を求める場面は多く、性的マイノリティの方が強い苦痛を感じたり、違和感を覚えたりする場合があります。性別に捉われることなく、誰もが暮らしやすい社会の実現に向け、申請書等の性別記載・性別表示の削除又は変更に取り組みます。

2 実施内容

法令等により市が独自に見直すことができない場合やその他の合理的な理由がある場合を除き、市が発行している全ての申請書等の性別記載欄を削除、又は性的マイノリティに配慮した記載方法に変更します。

また、例外的に削除できないものは自由記載等の性的マイノリティに配慮した様式に変更します。

※これにより見直す申請書等は約100件です。

3 運用開始 令和4年7月（予定）

4 性別欄を削除する申請書等の一例

- ・三条市高齢者等新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査費用助成金交付申請書
- ・ひとり親家庭等医療費受給者証交付（更新）申請書
- ・子ども医療費受給者証交付申請書
- ・地域交流センター使用許可申請書

【問合せ】三条市市民部地域経営課 地域振興係 大澤、高野

電話：0256-34-5624